

群馬司法書士新聞

発行所 群馬司法書士会
 発行人 岡住貞宏 編集人 島田貞夫 2012年6月10日発行・No.15

震災対策特別号

特集 避難者の集い
 大玉村仮設住宅の取り組み
 消えゆくふるさと

特集 原発避難者の集い

避難者の「本音」はどこにあるのか？

さる5月19日、郡山市安積町の安積総合学習センターで、福島・群馬・兵庫の司法書士会が共催する初めての「原発避難者の集い」が開催された。残念ながら参加者の数は主催者の目論見ほどではなかったが、会場の2つのテーブルは、途中休憩を挟むことができないほど盛り上がり、本音が飛び交う熱い語らいの場となった。どのような本音が語られたのか、紙上で再現する。（太字が避難者の発言）

1. 被曝に対する不安

政府は、原発事故以来、何度も「大丈夫」「安心」と国民に告げてきた。そして、あろうことか昨年12月には原発事故の終息宣言まで出している。しかし、実際には未だ放射性物質の排出は止まず、4号機の燃料棒プールなどは（日本国内の報道は少ないが）、その危うさ故に今でも世界中の注目を浴びているのが現実である。

今までの政府の原発事故への対応に感じられるのは、よく言えば、国民がパニックを起こさないように配慮するという姿勢である。しかし、居住環境や食品など生活の基本を形作るものへの「基準」がころころ変わっていくのはなぜか。そのような状況の中に、我々は、様々な「都合」が「絶対安全」よりも重視されているのではないかと、事故を小さく見せようとしているのではないかと、というような疑念を持たざるを得ないのである。

直接、政府の指示により、しなくてもよかった被曝を強いられたとされる避難者の方たちは、政府に対しより強い不信感を抱いている。

・行政は住民を地元（双葉郡）に帰省させようとしているが、なぜ放射線量の高いところに戻そうとするのか。人体実験をするつもりか。

・20ミリシーベルトという基準はいったい何なのか？チェルノブイリでは5ミリシーベルトだったはず。



- ・被災者の6、7割は地元に戻りたいと言っている。そのため、政府が「大丈夫、帰れますよ。」と言うために出てきたのが20ミリシーベルトという基準ではないのか。
- ・政府は20ミリシーベルトを5年で10ミリシーベルトに下げると言っているが、5年後の測定費用や除染費用を予算化していない。こんな状態では、帰りたくても帰れない。
- ・基準は都合によってころころ変わる。たとえば牛乳の基準（500ベクレル→昨年7月に300ベクレル→昨年12月に100ベクレル→現在は50ベクレル）。

今回の放射性物質による汚染は、除染をすればすぐに元に戻せるというものではない。第一に除染で剥いだ表土はどこに集積しようというのだろうか。除染ビジネスが利権として形成されそうな動きはだけは見えても、具体的に皆が納得できるようなプランは未だ示されていない。悲しいことだが、一部の地域では、避難者の人が生きていううちに故郷に戻れるとはとても思えない。避難者の人たちはそれを知っている。

- ・除染は幻想、無駄。国は除染をやめ、その金を被災者に渡すべき。
- ・政府は放射線量の高いところは除染すると言っているが信用できるのか。もし、30～50年帰れないというなら、早く結論を出してほしい。
- ・当初は「地元に戻りたい」と思っていた人も、状況が変わるにつれて考え方も変わってきたと思う。地元に戻って商売を再開したいと考えていたが、若い人が皆出て行ってしまいうのを見て、もう無理だと思ふようになった。集団移転をすれば良い。
- ・自分の町では原発従事者が多い。今後、町に戻ったとしても原発が廃炉になれば仕事がない。もっとも、生きていう間は帰れないと思っているが……。

知っているからこそ、事故の重大性を直視せず、まるで矮小化を謀るかに見える政府や東電の動きに疑問の声を挙げる。故郷の汚染について、一番真剣に、深刻に考えているのは、避難者その人達であることは言うまでもない。

2. 東電への賠償請求について

- ・まだ、一度も請求書を出していない。

東電への請求については、まだ請求書を出していないという人が数多くいるらしいことにまず、驚かされる。それだけ東電の送ってきた請求書への不満が多いということであろう。どのような不満があるのか？

- ・補償金については、上から目線でされているように感じる。
- ・東電の補償の基準がいいかげん。同一内容のレシートを提出しても、認められたり、認められなかったりと、一貫性がない。
- ・仮払金をもらって、一回目、二回目の請求はマイナスで、もらえない例もあった。これでは暮らしていけない。

しかし、一番の不満を象徴するのは次の発言だろう。

- ・賠償対象になっているのは、今回の原発で失った「元の生活」の一部分だけ。たとえば「事故のせいで、家族がバラバラになってしまったこと」「孫の成長に合わせて植えた木が枯れてしまったこと」「お客さん（自営で整体業）を失ったこと」などは、賠償の対象になっていない。

そう、避難者は生活を根本から破壊されたのだ。

- ・財物補償を早くしてほしい。いくらになるのかその基準はどうなるのか。次の住む場所が

決まらない限り、生活に区切りがつかない、次の生活設計が立てられない。

- ・東電に対する集団訴訟提起に向けた活動をしている。
 - ・南相馬市で自死遺族が提訴したと新聞で読んだ。黙っているだけではダメだということだ。自分たちも奮起させられる。
- 避難者も一年を経て、動き始めている。

3. 避難生活について

我々は避難者支援の活動の一環として、震災以来仮設住宅への訪問を重ねてきた。子供の遊んでいる場面にも遭遇したし、その親御さんにもお会いした。しかし、全体としては若い人たちは、子供たちの被曝を心配して福島から離れる傾向にある。勢い仮設には老人ばかりとなり、近所付き合いなどがされず、地域として問題を解決していく機運がなかなか育たないのが現状のようだ。



- ・仮設住宅には若い人がほとんどいないが、どこにいるのか？
 - ・仮設住宅では隣人との交流すらない。孤独化がすすんでいる。
 - ・借上住宅、仮設住宅ともに、情報量が不足している。
 - ・仮設住宅の集会所には、イベントがあるとき以外は人が集まらない。
 - ・仮設住宅での生活は「食べて寝る」だけだから皆太るし、病気になっていく人も多い。
 - ・希望がなく精神的にも参ってくる。先が見えれば希望が出てくるが、今はまったく先が見えない。
 - ・被災者でも原発問題については無関心な人が多い。家にこもっていないで、今後のことについて皆で話し合うことが必要だと思う。誘っても何かしらの理由をつけて来ない。タナボタを待っているように感じる。
- しかし、仮設の状況を少しでも改善しようという動きがないわけではない。
- ・借上住宅の方々を対象とした自治会を立ち上げようという動きがある。
 - ・家にこもっている人が多いことを心配した自治会長が、近くの畑を家庭菜園として借りることを提案した。

多分いくらかでも仮設での生活を改善しようという動きは、いろいろな場所で試みられているのではないかと。しかし、試みても簡単に成功するわけではない。

- ・(承前) 「近くのスーパーで100円で買えるきゅうりを、なんでこんな狭い場所でわざわざ作らなければならんの？」と言われた。もともと農家の人が多いので、たくさんの人が希望するかと思ったが、一人もいなかった。

しかし、成功例がないわけではない。今現在、自分の住まう仮設住宅の自治組織についてお悩みの方には、本紙後掲記事の「見守りの黄色い旗・安達太良仮設住宅の取り組み」をお読みいただきたい。

4. 原発事故が与えた影響

事故によって美しい自然を誇る福島県は、放射性物質という「得体の知れないもの」によって犯された。目にも見えず、耳に聞こえず、味もしないこの悪魔は未だその正体を現さない。福島豊かな自然の恵みを生きる糧にしていた人たちにとっては、どれほど痛恨極まりない事態であったことか。私は表現する言葉を持たない。

- ・自殺した人も大勢いる。酪農家、キャベツ農家、建設会社など、双葉郡内でも40名くらいいると聞いている。将来に希望が持てないことが大きい。自殺の根本原因を考えるべき。
- ・兄が畜産業をしていたが、昨年6月、4500頭全部を売った。7月に牛肉からセシウムが出て大騒ぎになり、農家が謝罪した。稲藁を食べた牛からセシウムが出たからといって、なぜ農家が謝る必要があるのか。

自然が破壊されただけではない、避難地域のコミュニティーは完全に破壊されたといつてよい。それは、単に避難によってだけではなく、行政の対応によって増されている。

- ・町の身体障がい者の会のまとめ役をしていたが、今回の原発事故で会員がバラバラになってしまった。役所に会員の居所を尋ねても、個人情報保護を理由に教えてくれない。会員が孤独化してしまうおそれがあり心配。



個々の事情の違いもコミュニティーの崩壊に拍車をかける。放射性物質の影響はまるで見えない。それは多分最後までわからない。それ故に人々はどこまで逃げてよいのかさえわからない。大切な子供を持つ人は、故郷に後ろ髪を引かれながらも去っていく人が多い。逆に多少の影響があっても故郷に住み続けたいという人もいる。時には、このような考え方の違いが、夫婦や家族の崩壊さえ招いている現実もある。

- ・さまざまな分断が起きている。仮設住宅に入居した老夫婦（帰りたい人）と遠くに避難した若夫婦（帰りたくない人）といった家族の分断。手厚く保護された公務員と住民との分断。被災者同士の分断。分断は国民の力を弱くする。
- ・除染をしてほしい人もいるし、除染をせずにそのお金で引越したいという人もいる。帰りたい人、帰りたくない人の権利を保障するような法、今後の生活を保障する法（新生活保護法）を作るべき。現在、立法化に向けて署名活動を行っており、1万人の署名が集まった。しかし、2万人くらいの署名を集めないとダメだと言われた。

5. 政府、自治体への要望・不満

避難者の属する地方自治体への不満もある。自治体職員自身も避難者であり、やむを得ない面があると思うが、自治体への不満は、自治体が避難者の側に立つのではなく、国からの上意下達を請け負う機関に見えることに向いているようだ。

・村長に集団訴訟を提案したところ、「他の自治体が訴訟して、新しい基準ができれば、うちの村も同じ基準が適用されるようになるはずだから、今は黙っていたほうが良い」と言われ、村としては何もしないことに決まった。村長に「村が国からもらっている金があるだろう」と問い詰めると、しぶしぶ認めた。その金を村民のために出すよう要求した結果、個人が東電相手に訴訟する際には、弁護士費用として一万円を補助することになった。

・自治体は国から金をもらっているから、国に対して何も言えない。村（自治体）は被災者の声を上にあげてくれない。上からの指示を待っているだけ。これは逆ではないか。村民の声を、村が県や国に伝え、その声を聞いて政策を考えるべき。

また、避難者の救済を忘れ、選挙以外では仮設などに顔も出さない政治家達にも怒っている。

・先日、政府による、中間貯蔵施設についての説明会があった。いわき市、会津若松市、郡山市で開かれたが、大臣は郡山市にしか顔を出さなかった。なぜすべてに顔を出さないのかと、皆怒っている。

・森まさ子議員（自民党）が葛尾の仮設住宅に来た。月10万円の慰謝料についてどう思うか？生活費がいくらかかると思うか？と質問した。議員はだらしがない。「国会に行ったら（糞尿）を撒くぞ」と言ったら、「逮捕されるからやめたほうがいい」と森議員に言われた。逮捕を恐れていたなら何もできない。逮捕されれば報道される。皆を勇気づける。

避難者は今のところ声高に怒りを表現しているわけではない。しかし、その怒りは確かに存在している。その怒りが絶望に変わっていくことを、なにより我々は恐れる。政治家、否、日本国民すべてはその気持ちに寄り添う努力をしていくべきだろう。

（すずきかつとし・たかはしとおる・ふるさわようこ・みやざわひとし）

※ 次号の特集予告 ※

群馬司法書士新聞とホットラインは被災された方々、避難されている方々と司法書士との間をつなぐパイプの役目を果たしている。新聞で情報提供をし、ホットラインを通じて相談を受ける。循環型支援である。ホットラインが設置されたのが昨年4月4日。あれから1年3ヶ月が過ぎようとしている。はたして、寄せられた相談内容から浮かび上がるものは。

次号では

『被災者支援ホットライン相談事例』

を特集いたします。

総括 原発避難者の集い in 郡山

・・・第一回目の反省と今後の展開・・・

2012（平成24）年5月19日（土）福島県郡山市安積町の安積総合学習センターを会場として「原発避難者の集い」が開催された。福島県、兵庫県、群馬県の3司法書士会会員29名が対応にあたった。シンポジウムなど参加者が聞き役にまわってしまう行事が多いなか、避難者同士で語り合う機会と場を提供し、自らのことを語り、他の方の話を聞くなかで、自分なりの考えがまとまっていく事を期待して企画した「集い」である。我々の企画趣旨がどれだけ避難者の耳に届くのか、あるいは理解していただけるのか、また我々にとって初めての試みに期待と不安が入り交じる。会場の外に2カ所、館内入り口に1カ所、立て看板を設置。会場には8人掛けテーブルで9カ所のブースを作る。相談会場も7ブースのテーブル席を作る。あとは来場者を待つだけである。当日は爽やかに晴れ渡った郡山市だった。風の冷たさに東北を感じる。



11時の相談開始時間と同時にチラシを持った一人の女性が来場。既に群馬会会員と連絡を取っているという。相談のみを希望しているとのことなので相談会場に案内する。「集い」開始の午後1時を少しまわった頃から2人、3人と来場。最終的には10人の避難者が集まる。「集い」のテーブルには2人の司法書士と避難者が座り、2グループに分かれる。お互いの自己紹介をきっかけに、会話が進む。時間が経つにつれ意見交換が活発になってきた。話は尽きないようだが、2時間を過ぎた頃から皆さんに疲労の色が出てきたので終了を宣言することにした。最後に司法書士から「今日の集いが参加された皆さんにとって実りあるものになったのか、はなはだ心許ないが今後も続けて行きたい」と語りかけ参加者の方々に感謝の気持ちを伝えた。

昨年3月11日から1年3ヶ月が過ぎた。この間、我々は、ひたすらに、また黙々と震災新聞を発行し続け、仮設住宅を廻り被災者、被害者の声を聞き続けてきた。そして、我々はこれらのなかから学んできた事を指針に支援活動をしてきた。

避難された方々、被災された方々にとって最も重要なことは会話である。家族で、近辺の人と、不安に思っていることを話す。話を聞いてもらうことで、心配事は整理され、他の人も同じ心配をしていることを知り、共に生きようという気力がわいてくるものである。会話にはこのような効能があることを、この1年をかけて学んだのだ。「集い」は、今までの活動から一歩踏み込んで、皆さんに集まっただけ、語り合い、会話の輪を広げてもらいたいとの思いをのせての開催であった。新たな展開である。

参加者数は10人。当初予定していた来場者数には遠く及ばない人数だった。はたして「集い」は成功したのだろうか、今後も続けていく価値はあるのだろうか。用意したテーブルの

大半が空席の会場を見て考え込んでしまった。

主体は参加者だ。参加者がどのように感じたかが大切なことで、成功、不成功を決めるのは我々ではない。終了後、参加した人に意見を聞いてみた。

「説明会のように一方的でなく、参加者自身で作り上げていくような集まり、こんな催しは初めてだ。いつも話ができる近辺の人



達でなく、他の地域から集まってきた人と自由に話ができる場は貴重な。しかも、専門的知識を持った人達がそばにいてくれ、相談にも乗ってくれる。」

「様々な催しがある。テレビでしか見られないような有名人が来て、話をする、歌をうたう。こんな集まりには人は集まる。ただで見られるからだ。励ましの言葉が投げかけられるが、聞いてる方はしらけるだけだ。歌だけで帰ってくればいいのかと思う。特徴があり、何かが違うものを求める。行けば何かがありそうだと思うような事が欲しい。」「10人も集まれば十分だろう。仮設住宅団地で催しがあるとき、関係者がチラシを持って住宅一軒一軒を廻り、参加を呼びかける。そこまでしても、集会所に集まるのは5、6人がせいぜいだ。何か収穫があるような催しかどうかは、分かるもんだよ。」

「お仕着せは、我々にとって重荷になるだけだ。皆、自分の力でどうにか立ち上がろうとしている。そこに一寸手を差し延べてくれる事で、十分な手助けになるのじゃないだろうか。」

今回は、郡山市だけでなく、大玉村、白河市、本宮市、三春町からも駆けつけてくれた。広範囲に配ったチラシの効用だろう。新聞でも、「集い」の開催趣旨について3月、4月5月と記事で広報してきた。「集い」の中での話や終了後の意見を聞くと、開催趣旨に対する理解は十分にあったと認識した。

会場の近くには仮設住宅が点在していた。しかし、そこからの参加者はいなかった。行きたい、話をしたい、話を聞きたい、という気持ちがあっても、一步を踏み出せない。そんな人が多くいるのではないだろうか。

これらの事を踏まえて今後のことを考えてみよう。事前の皮算用では100人単位の人が集まるのではないかと思い大きな会場を用意した。全くの甘い見込みだった。また、多くの人が集まったら混乱が生じたであろうことは今回の現場で十分感じた。規模を縮小する。せいぜい20人位の参加者を予定すればいいのではないか。それに伴い、対応する司法書士も少人数とし、もっと小回りの効いた「集い」にしてはどうだろうか。

広報を含め実施要領は踏襲する。問題は「一步を踏み出せない人」に対するアクセス方法だ。仮設住宅巡回を通して自治会長とは連絡が取れるようになっている。自治会と十分な意思疎通を図り、開催趣旨を理解してもらい、住民に参加を呼びかけてもらう。移動手段がなく参加を躊躇している方もいるはずだ。各仮設住宅団地をマイクロバスで廻り、会場まで参加者の送り迎えをする。こちらから、一步踏み込んで、「一步を踏み出せない人」にアクセスしてみてもどうだろうか。

(しまださだお)

特別寄稿

「原発避難者の皆様へ」

兵庫県司法書士会 神戸支部
司法書士 木下 浩

私は、現在兵庫県神戸市内で司法書士をしております。平成7年の阪神淡路大震災時では地元の消防団の分団長をしており、震災後1週間、自衛隊・警察・消防で救援活動をされている方々の後方支援にあたっていました。その後、私の管轄内に仮設住宅約700戸ができ、被災者の方々の見守り支援を約1年継続した経験があります。

昨年の東北地方を襲った大震災、津波、そして原発事故が発生した際、平成7年の阪神淡路大震災のフラッシュバックが起きました。そして、昨年の3月末から5月にかけて4回岩手県と宮城県を中心に、多業種の専門家やNPOの支援団体の皆様と各地域の実情に応じた支援活動として何が優先されるか、中長期的に予想される問題点が何か、そのためのネットワーキング構築をどうするのかということを中心に現地対策本部や既に支援体制に入っていた各種団体、諸機関の方々と支援体制に向けての意見交換をしてきました。

その結果を踏まえ、日本司法書士会連合会を初め、様々な各種団体や諸機関に意見、提言を出させていただきました。具体的には、紛争解決のためのADRの活用、地域社会のつながりに重点を置いた地域独自の復興政策、被災者支援のための多業種専門家のネットワーク構築とアウトリーチ的な支援活動など、私なりの思いを込めた意見、提言をまとめたつもりです。しかし、その当時、福島原発事故の正確な現状が全く見えて来ない状況下で、福島県内に入れなかったことに、悔しい思いを抱いたことを昨日のように覚えています。

今回、初めて福島県内の原発事故避難地域に指定された被災者の方々の「生の声」を仮設住宅でお伺いする機会を得ました。私自身、福島に行く前は「復興の格差」の問題が気になっていたのですが、現実には、それ以前の問題に愕然としました。全く認識が甘かったことを思い知らされました。そこで、ここから先は、私の率直な思いを書きたいと思います。

私が経験した阪神淡路大震災では、被災者の気持ちとして「絶望感」「不安感」はあったにせよ、「復興（街の再興）」と言う意味では、先は見えていたように思います。ただ、「地域の絆」と言う意味では、再興できなかったところも残念ながらありますが、新たな「地域の絆」が生まれたところもあります。その意味では、徐々にではありますが、よし悪しは別にして、新たな街に生まれ変わりつつあるものと認識しています。

しかしながら、福島県原発事故避難地域の避難者の方々には、「全く先が見えてこない」現状があることを思い知らされました。その中で、原発事故避難者にとって、一番の感情は「諦め」であるのではないかと感じています。特に、「諦め」の中にある「怒り」の矛先が、実は、自分達の地元の地方公共団体、地方議会議員に対する怒りであることは、私自身にとって予想外のことでした。原発事故避難者の方々の「見捨てられた」「裏切られた」との思いを非常に強く感じました。何故、この様なことになってしまったのか？

共通した理由として原発事故避難地域の市町村内の各地区の避難者をバラバラにして仮設に移してしまい、安否の確認も個人情報の大義名分で一切連絡も取れない。行政サイドからの情報も月に一度まとめて大量の文書が届くだけで、全く情報が不足している。行政サイドの職員、地方議会議員の誰一人として自分達の「生の声」を聞きに来ないし、見舞にさえ来ない。仮設住宅も避難者の声を聞かず機械的に移される。行政サイドは、できるだけ早い段

階で元の土地に戻るよう勧めてくるが、帰れる土地があっても、帰る土地は安心して住めない環境下にあることには変わりはなく、ましてや戻っても地域経済、産業が停滞し、生活が成り立たない状況に陥ってしまうことが明白で、国、地元行政サイドが戻るよう勧めても放射線の半減期までもどれないことも原発事故避難者の方々は十分承知している。

すでに、震災前、生活の基盤を原発事故避難地域以外の地で得ていた者は、地元には戻ってこないだろうと考えているし、ましてや子どもがいる世帯は戻れないことを十分理解している。にも関わらず、国、東電、地元の行政サイドなどが見え透いた嘘を並べることによって、ある意味、原発事故避難者を「全く明日が見えない状況に追い込んでしまっている」ことが最大の問題であると感じた。

ある高齢の原発事故避難男性が端的に、「ここは（住んでいる仮設住宅）、現在の姥捨て山の様なものだ」…と言われたのが、印象的であった。その裏には、原発事故避難者は、国や東電に対しては、期待は持っていない。それは、国や東電には騙され続けてきたことがこの1年足らずで十分理解できたからだ。そのことよりも、原発事故避難者にとって信頼し続けてきた地元の行政や地方議会議員に裏切られたとの強い思いが決定的な大きいストレスとなってダメージを与えているように、私には感じられた。

また、切実に感じた大きな問題として人間関係が崩壊しつつあることだ。それは、同じ福島県民の中でも差別が出現していることで見えて来る。例えば、原発近くの若い娘は嫁にももらえないとか、親族の中にも、一時的に身を寄せようとした原発事故避難者に対して、近所の手前があるからと断われる。当初、復興の格差が危惧されると思っていたが、実態はより深刻な状況だ。福島県内の某市でも、建前上、原発避難者の雇用を促進しているが、雇用期間は短期で、しかも、雇用先で原発避難者が就職した代わりに、以前からいた従業員が職を失う現実に直面すると、職場の中で原発事故避難者の居場所がなくなるといった状況が散見されるとお伺いした。このような状況の中で原発事故避難者は声をあげたいが「声をあげられない」現状に追い込まれていると感じた。

原発事故避難者にとって、戻るのも地獄、進むのも地獄の現状は、八方塞がりの状況だ。国、地方公共団体、東電に復興に向けての確かな青写真も描けていないでいる。この様な現状の中で私達司法書士に何ができるのであろうか？全国で僅か2万人の会員しか有していない職能団体に…。

私なりの結論として、一つは、私達司法書士の職能団体が福島県内、あるいは、福島県外に避難されている原発事故避難者のために「原発事故避難者の集いの会」（目的は、当事者同士が安心して本音が語れる場所の提供とコミュニティの回復の切っ掛け創りの提供）を各地域で開催し、原発事故避難者の「生の声」を、追い込まれた現状を含め、全国に発信して行くことが最優先にすべきことと思われる。そのためには全国の司法書士会が大々的に全国に向けてアピールできる体制を創り上げて臨むことが重要だ。徹底的に原発事故被害者の「生の声」を拾い上げて、もう一度、全国民に対して「生の声」を届ける。そこから多くの国民が原発事故被災者の方々の「生の声」を理解し、あるいは、少なくとも理解しようとする思いを原発事故避難者の方々に届け、国をはじめ、東電、地元の地方公共団体に声をあげることが、原発事故避難者の方々に対する本当の意味での支援につながるものと感じた。

要は、国民一人一人が、自身の地元でき得る原発避難者の方々に対する支援策を、現地だけではなく全国各地で声をあげて行くことが重要と考える。

最後に、昨年3.11の被災は、東北を含め東日本だけの話ではない、近い将来、関東から西日本に再び起こり得ることであることを想定すべきである。

「見守りの黄色い旗・安達太良仮設住宅の取り組み」

・・・ 仮設住宅での孤独死を防げ!! ・・・

仮設住宅では、阪神淡路大震災のときそうであったように、高齢者とくに独居老人の孤立・孤独死が不安視されている。こんななか、福島県の大玉村安達太良仮設住宅では、高齢者の安否確認のため独自の取り組みを行っていることを知り、早速取材に訪れた。

取材に訪れてすぐに感じたことは、ここの仮設住宅には活気がある、ということだ。会話の中に時折笑い声も混じる。今まで多くの福島県の仮設住宅を訪問してきたが、その活気のなさが気になっていた。ここも、他の仮設と状況が違うわけではない。むしろ、住民は富岡町の人たちで、帰ることは困難な地区だ。帰る場所を失い、仕事も失い、家族もバラバラで生活している人も多い。どこが違うのだろう、なぜ違うのだろう。



取材に応じて頂いた自治会長の鎌田光利さんほか役員の方たちのお話を伺った。

ここで行われている独居老人見守りのための独自の取り組みというのは、朝、独居老人本人が黄色い旗をたて、夕これを取り込む、という方法である。朝旗が出ないか、夕これが取り込まれないと、何かあったと人が駆けつけるという。シンプルであるがわかりやすい。



黄色い旗が出て、赤色灯が設置されている

しかし、朝旗を出して夕方まで、また夕方旗をしまってから朝までの時間が長すぎるのではないかという疑問を感じた。そのことを質問すると、仮設住民から雇用した「見守り隊」が、毎日、午前、午後各1回、訪問し話しかけて安否を確認しているという。「見守り隊」は当初は自治会で運営していたが、現在は県から委託を受けた「あだたらサポートセンター」（社会福祉法人が経営）が運営している。また、夜は原則として訪問しないが、12世帯の完全な独居高齢者については、赤色灯をとりつけて見守っているそうである。今のところ赤色灯が稼働したことはない。

旗があるだけではない。会って話しかけての安否確認をしている。人と人との繋がりがここにはある。組織も有機的に連携がとれている。あだた

らサポートセンターの職員の話では、職員も一緒に見守りに行くが、仮設住宅内に不審な人がいた場合は、すぐに自治会に連絡するという。

思えば黄色い旗もそうだ、旗の出し入れだけではない。旗があることで、周りの人もここに高齢者がいることを意識する。少し気を使い始める。顔が会えばあいさつする。あいさつがあれば会話もはじまる。知り合いになる。こうして黄色い旗は、人と人を繋ぐ回路の役もはたしているといえるといえよう。この人と人との繋がりこそが、この仮設を活性化させている原動力なのではないかと感じた。

話が終わった後、黄色い旗を立てている人に話を聞きたいとお願いとすると、鎌田さんは、佐藤トメさん（94歳）を紹介してくれた。この仮設では最高齢者だそうだ。



左が佐藤トメさん、右が鎌田自治会長

お宅にお邪魔する。佐藤さんが家の中から、上へ上がれと手招きしてくれる。居間に入り、コタツの周りに男3人が座った。

きれいに整理された部屋だ。壁にはあってある写真を見ると、ひな祭りの時、集会所で撮った写真だという。雛人形が飾られて、その前で着物に着替えた5、6人と佐藤さんが写っている。背筋も伸びてしゃんとした着物姿だ。写真の中には子供もいる。

お茶を入れてもらう。缶コーヒーももらう。ビールももらう。沢庵は自分で漬けたという。「ここはいいところだ。」「勉強、勉強。まだ（人生）これから。こんなことには負けない。」「ご主人は鉱山技師であちこちに行ったこと、アメリカ人の家庭で働いていたことなどを話す。「ティ」「ミルク」などの発音が堂に入っている。ご家族はと聞くと息子が郡山に

いるとのこと。食事は自分でつくる。買物は仮設に売りにくる業者がいるので不便はない。

寝室にある赤色灯のスイッチを見せてもらう。「ここを押すと赤色灯がまわる」とトメさんが笑いながら指差す。中年の男三人がトメさんのパワーに圧倒された。

この仮設住宅も多くの仮設住宅と同じく「老人ばかりだ、50歳が一番若いくらい」と笑う。バスも



週4回出るだけ。自治会の財政も、決して豊かではない。しかしそんな環境下でも、工夫を重ねて問題を解決していこうとする安達太良仮設住宅自治会の取り組みは、独居老人問題に対処する際の一つの方向を示すものであると思う。

(さくらいゆたか)

消えゆくふるさと

上記表題の文章及び詩は5月21日、群馬司法書士会に手紙として送られてきたものです。送り主は福島県安達郡大玉村の安達太良応急仮設住宅にお住まいの半谷（はんがい）克弘さんです。この手紙は原発事故被害者の「心の叫び」であり、また当事者であるがゆえの言葉に重い響きを感じるのは編集人の私だけではないでしょう。新聞に掲載し、皆様に読んでいただきたいと思い掲載の了解を求めましたところ快諾をいただきました。ありがとうございます。

福島県は全国54基の原子力発電所のうち10基を有し、首都圏へのエネルギー供給により日本経済発展のため多大なる貢献を果たしてきました。しかし、このひどい仕打ちは何なのでしょう。

そもそも第一原子力発電所を建設する際、設計を変更して建設地の地盤を25m掘り下げたこと自体が、津波被害の直接の原因になったと考えられます。しかし追い打ちをかけるかのように、国会で電源喪失の危険性を指摘された時も、9.11テロでアメリカからテロ対策を求められた時も、東電や国が何の対策も講じなかったことはまさに人災でありかつ犯罪であります。

マルチダウンという最終章まで至らしめた今回の事故は、いかにまやかしの安全神話だったか立証されたし、全国の原発が停止した今、必ずしも必要な原発推進論だったのか、極めて疑わしい政策であったことが明白になりました。科学的・技術的根拠が示されない安全基準の見直し等誰が信じるというのでしょうか。

今回の事故は想定外の大津波が原因とされていますが、いくら冷却水を注入しても炉内の水位が上昇しないのは外部に漏えいしている証拠です。地震そのものによる甚大な被害もあったはずなのに公表されず、大津波の陰に隠蔽されています。地震大国日本には、不向きな発電設備と言わざるを得ません。

地元には廃炉にするか否か明確な方針が決められていない6基の原子炉が残っていますし、中間貯蔵施設の建設も逃れられない状況です。そんな劣悪な環境の中、政府はなんとしても町民を帰宅させようとしています。何らかの事情で、東電を擁護したり原発推進を正当化しなければならない立場の方々が、私たちの未来のかじ取り役を担っているのかと思うととても不安です。広島・長崎の犠牲を経て福島の教訓を生かし、安心して暮らせるまちづくりを願うばかりです。

最近では事故当初のような過激な映像も流れず、比較的線量の低い周辺の町村民が帰宅す

る等社会全体がなんとなく終息ムードになり、事故自体が過去の出来事のように扱われつつありますが、この試算データからいかに深刻な事態かを国民に知って頂きたいのです。

経済発展のため必要不可欠と言われた原発ですが、夏に必要なのは電力でありその電力は他の方法でも賄えたはずです。私達の故郷は放射能で汚され、地域経済も家庭も人生も全てを破壊されてしまいました。

【悪魔のクリーンエネルギー】のため、いくつかの町や村が福島県の地図から消えようとしています。

この事実と、エネルギー問題・経済問題を同じ次元で議論していいのでしょうか？

原発難民

佐藤 紫華子（富岡町の詩人）

仕事がありますよ

お金をあげますよ

甘い言葉にのせられて

自分の墓穴を掘るために

夢中になって働いてきて

原発景気をつくった

あの頃・・・

人間が年を取ると同じように

機械も年を取るということを

考えもしなかった

技術者たち！

ましてや

大地震 大津波に

襲われるとは・・・

地震国であり

火山国であるという

基本的なことを

忘れてしまった国の末路か・・・

私たちはどこまで逃げれば

いいのだろうか

追いかけてくる放射能

行く手を阻む線量

見えない恐怖！

匂わないもどかしさ！

聞こえない焦立たしさ！

私たちは安住の地を求めて

どこまで

いつまでさすらうのだろう

| 群馬司法書士会震災対策活動記録（平成24年5月） | | |
|--------------------------|------------------------------------|-------------|
| 日付 | 種別 | 時間 |
| 2012/5/01（月） | 被災者支援ホットライン当番 | 10：00～13：00 |
| | | 13：00～16：00 |
| 2012/5/02（火） | 被災者支援ホットライン当番 | 10：00～13：00 |
| | | 13：00～16：00 |
| 2012/5/07（月） | 被災者支援ホットライン当番 | 10：00～13：00 |
| | | 13：00～16：00 |
| 2012/5/08（火） | 被災者支援ホットライン当番 | 10：00～13：00 |
| | | 13：00～16：00 |
| | 震災対策本部会議 | 18：00～ |
| 2012/5/09（水） | 被災者支援ホットライン当番 | 10：00～13：00 |
| | | 13：00～16：00 |
| | 震災対策本部「新聞編集担当」会議 | 18：00～ |
| 2012/5/10（木） | 被災者支援ホットライン当番 | 10：00～13：00 |
| | | 13：00～16：00 |
| 2012/5/11（金） | 被災者支援ホットライン当番 | 10：00～13：00 |
| | | 13：00～16：00 |
| 2012/5/14（月） | 被災者支援ホットライン当番 | 10：00～13：00 |
| | | 13：00～16：00 |
| 2012/5/15（火） | 被災者支援ホットライン当番 | 10：00～13：00 |
| | | 13：00～16：00 |
| | 震災対策本部「新聞編集担当」会議 | 18：00～ |
| 2012/5/16（水） | 被災者支援ホットライン当番 | 10：00～13：00 |
| | | 13：00～16：00 |
| 2012/5/17（木） | 被災者支援ホットライン当番 | 10：00～13：00 |
| | | 13：00～16：00 |
| 2011/5/18（金） | 被災者支援ホットライン当番 | 10：00～13：00 |
| | | 13：00～16：00 |
| | 相馬市役所無料法律相談会 於：相馬市役所 | 13：00～ |
| 2012/5/19（土） | 「原発避難者の集い」「困り事相談会」 於：安積総合学習センター | 11：00～16：30 |
| 2012/5/21（月） | 被災者支援ホットライン当番 | 10：00～13：00 |
| | | 13：00～16：00 |
| 2012/5/22（火） | 被災者支援ホットライン当番 | 10：00～13：00 |
| | | 13：00～16：00 |
| | 震災対策本部会議 | 18：00～ |
| 2012/5/23（水） | 被災者支援ホットライン当番 | 10：00～13：00 |
| | | 13：00～16：00 |
| 2012/5/24（木） | 被災者支援ホットライン当番 | 10：00～13：00 |
| | | 13：00～16：00 |
| 2012/5/25（金） | 被災者支援ホットライン当番 | 10：00～13：00 |
| | | 13：00～16：00 |
| 2012/5/28（月） | 被災者支援ホットライン当番 | 10：00～13：00 |
| | | 13：00～16：00 |
| 2012/5/29（火） | 被災者支援ホットライン当番 | 10：00～13：00 |
| | | 13：00～16：00 |
| 2012/5/30（水） | 被災者支援ホットライン当番 | 10：00～13：00 |
| | | 13：00～16：00 |
| 2012/5/31（木） | 被災者支援ホットライン当番 | 10：00～13：00 |
| | | 13：00～16：00 |

群馬県内に避難されている皆様へ

「こまりごと相談会」開催について

群馬司法書士会では「こまりごと相談会」を開いています。原発賠償問題を始め、様々な「困りごと・心配ごと・悩みごと」の相談に応じております。

相談は個別面談で行います。避難者の方々の希望があれば当会から相談員を無料で派遣いたします。相談場所は避難されている方々の希望で場所は問いません。

例えば、避難されている住居に当方から訪問して相談に応じます。費用は一切かかりませんので、是非ご連絡を下さい。お待ちしております。

詳細は下記にお電話ください。

連絡先 前橋市本町一丁目5-4

群馬司法書士会

TEL 027-224-7763

司法書士 被災者支援ホットライン

フリーダイヤル

**0120-313-633****(通話料無料)****月～金曜日（祝日を除く）午前10時～午後4時**

ご相談内容

- 原発補償請求手続のご相談
- 「二重ローン」問題のご相談
- 震災関連の各種法律相談・手続相談
- 「心の問題」についてのご相談
- 生活上の困りごと全般についてのご相談

全国からのご相談をお受けしています。

どうぞお気軽にご利用ください。

群馬司法書士会

群馬県前橋市本町一丁目5番4号

電話 027-224-7763